

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.45 Dec'18

～投資事業有限責任組合への出資に関する会計・税務～

現在、新規ビジネスに対する投資形態は多様化しており、色々なスキームが編成されていますが、ベンチャー企業等へのひとつの投資媒体として、「投資事業有限責任組合」という形態があります。これは、「投資事業有限責任組合法」に基づき組成されるエンティティですが、その法的性格は一部、民法上の任意組合とも似通っており、出資を行った場合の会計・税務処理が独特であり注意を要するため、事例を用いて解説します。なお、分かり易さを考慮し、とある会社の経理部長と、税理士Eの会話形式で構成しています。

1) 投資事業有限責任組合の性格

(ある日の会社会議室)

経理部長 (以下「経」): あー、E 税理士。いつもお世話になっております。

税理士E (以下「E」): 経理部長、こちらこそお世話になっております。

経: 早速ですが、また一つ相談したいことがありますね。

E: はいはい。

経: 弊社では以前に、関連業界での新規事業を興すベンチャー企業等への投資として、投資事業有限責任組合であるAに対し、有限責任組合員として「100」の出資を行っています。Aとしての出資総額は「1000」であり、弊社の出資割合は10%となります。

E: なるほど。御社は出資額の範囲内で有限責任を負うことになりますね。

経: そうです。それで、出資の際、会計上は「出資金」100として計上を行っています。

E: はい。投資事業有限責任組合契約上の権利は、金融商品取引法上「みなし有価証券」ということになっていますね。「出資金」としての計上でよろしいかと思えます。

2) 投資事業有限責任組合の会計・税務処理

経: それで、この度、Aから決算報告書が送られてきてまして。このようなものですが……。弊社の会計処理として、どのようにすればよいかと思ひまして。

**Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.45 Dec'18**

(投資事業有限責任組合Aの決算報告書)

投資事業有限責任組合A

B/S		P/L	
資産 <small>(当初出資見合い)</small>	1000	負債	500
その他の資産	800	出資金	1000
		繰越利益	300

指導料収入	800
受取配当金収入	600
売上高	1400
：	：
：	：
販管費	1100
純利益	300

E：なるほど。まず、投資事業有限責任組合じたいの税務上の扱いなのですが、これについては民法上の任意組合と同じく、法人格を有さない、法人税の対象とならないこととなっています。投資事業有限責任組合の事業活動において生じた損益は、各組合員に、基本的に出資割合に応じて直接帰属することとされています。それ自体で所得計算をせず、法人税等を負担しないことから、パススルー・エンティティとも言われますが、この段階では、法人住民税の均等割の負担も生じません。

経：それで、決算報告書には法人税等が計上されていないんですね。そうすると、Aの損益については、弊社側で出資割合の10%に応じて計算し、取り込んで計上することになる・・・。

E：はい。そのようになります。それでその取込み方なのですが、税務実務上は、以下の3通りの方法があります（法人税基本通達14-1-2）。

- (1)収入金額・支出金額・資産・負債をその分配割合に応じて認識（総額方式）
- (2)収入金額・原価の額・費用の額・損失の額をその分配割合に応じて認識（中間方式）
- (3)利益の額または損失の額をその分配割合に応じて認識（純額方式）

この中では(1)総額方式が原則的な方法とされています。組合のB/S、P/Lを、分配割合＝出資割合(10%)に応じて御社の会計帳簿に取り込みます。この方法で経理する場合、各組合員は、「受取配当等の益金不算入」「所得税額控除」「引当金繰入れ」「準備金積立」等の税務上の規定を受けることができます。次に(2)中間方式ですが、これはP/L科目のみ、出資割合(10%)に応じて御社の会計帳簿に取り込みます。この場合、組合員は「受取配当等の益金不算入」「所得税額控除」等P/L系の規定適用はありますが、「引当金繰入れ」「準備金積立」等B/S系の規定適用はできません。最後に(3)純額方式ですが、これは最終的な損益のみを、出資割合(10%)に応じて御社の会計帳簿に取り込みます。「投資事業有限責任組合運用損益」のような科目のみで計上するイメージです。この場合、税務上の各種規定の適用を受けることができません。貴社のP/Lインパクト(利益：300×10%=30)は、どの方法を採用しても基本的に同じです。

3) 具体的な処理の例

経：そうですね。税務上の規定適用の必要性に応じて、経理方法を考える必要がありますね。弊社では念のため、原則的な方法である(1)総額法で経理しようかと思えます。

E：はい。御社は当初出資：100 を行い、資産計上を行った段階で、投資事業有限責任組合側の B/S の 10%相当として、「資産 100/純資産 100」を取り込んでいる状態といえます。今回は、収入金額・支出金額および、増加した資産・負債を取り込みますので、以下のような仕訳になるかと思えます。

資産 (利益配分未収:30を含む)	80	/	負債	50
費用	110	/	収益	140

経：Aでは投資先非上場企業からの受取配当金収入があり、こちらは弊社での「受取配当等の益金不算入」の計算対象となるかと思えますが・・・。

E：はい。益金不算入額の計算上は、配当の基となる株式を、出資割合に応じて「関連法人株式等」(3分の1超～100%未満)、「その他の株式等」(5%超～3分の1未満)、「非支配目的株式等」(5%以下)に分類する必要がありますが、御社の判定にあたっては、投資先非上場企業に対する、「投資事業有限責任組合からの出資割合」×「御社の出資割合(10%)」にて算出することになるかと思えます。

経：ほうほう。「投資先のベンチャー企業では、課税済み利益を配当」→「投資事業有限責任組合Aではパススルー」→「弊社では受取配当等の益金不算入により所得を調整」という流れですね。Aの担当者にも確認しながら経理処理を進めてみたいと思います。それと、今回生じた利益の配分金についてですが、これをAから受け取る時、源泉徴収はされないのでしょうか。

E：ええ。実際に支払が生じる場合、税務的な表現でいえば「組合契約事業利益の分配」ということになるかと思えますが、御社は内国法人ですので、源泉徴収の対象となる所得とはされていません。そのためgross金額で受け取ることになります。有限責任組合員が非居住者・外国法人である場合、源泉徴収の対象になるんですがね・・・。

経：ふーん。

E：別の話として、先ほどの受取配当金収入の関連ですが、投資事業有限責任組合がベンチャー企業から配当を受け取った際には、所定の税率で源泉徴収をされていると思います。これについても、御社の出資割合に応じた所得税額が、御社での所得税額控除の対象に含まれます。

経：分かりました。色々教えて下さりありがとうございます。

E：いえいえ。よろしく申し上げます。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <http://www.epcs.co.jp>

Tax Consulting Firm EOS

Firm News Vol.45

～ We are always at your side ～